

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 2 月 1 9 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部長 佐藤 匡延

1. 調達内容

- (1) 調達物品及び数量 リモートアクセス用ソフトウェア 一式
- (2) 調達物品の仕様 購入仕様書による。
- (3) 納入期間 購入仕様書による。
- (4) 納入場所 購入仕様書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%を上乗せし、記載された金額の110%を記載する。ただし、当該金額の10%を上乗せし、記載された金額の110%を記載する。記載された金額の110%を記載する。記載された金額の110%を記載する。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の販売」の業種「電子計算機類」又は「その他」の資格保有者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受ける場合、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

① 直接交付
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
GRC横浜ベイリサーチパーク 6階
国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部調達課
電話 045-277-0133
FAX 045-277-0218

② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「リモートアクセス用ソフトウェア一式」を記載し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載の上、上記①の住所に送付すること。

③ メールによる交付
任意書式に「リモートアクセス用ソフトウェア一式」を記載し、社名、担当者名、メールアドレスを記載の上、上記①の住所に送付すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関する質問がある場合は、令和7年2月2日（木）13時から15時までに当機構のホームページに掲載されている入札説明会の要領を参照してください。

(4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他
当該機構ホームページ(契約に関する情報)に掲載している「国立研究開発法人水産研究・教育機構」が掲載している情報(公表情報)の掲載に同意をいただければ、掲載情報(公表情報)の掲載に同意をいただければ、掲載情報(公表情報)の掲載に同意をいただければ、掲載情報(公表情報)の掲載に同意をいただければ、掲載情報(公表情報)の掲載に同意をいただければ、掲載情報(公表情報)の掲載に同意をいただきます。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科省決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止取組を進めており、契約等に当たっては「誓約書」の提出をお願いしています。上記の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いいたします。公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたる「誓約書」の提出について、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方と合わせた場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

購入仕様書

1. 品 名 リモートアクセス用ソフトウェア
2. 数 量
 - (1) リモートアクセス用ソフトウェア・・・900 ライセンス
 - (2) リモートデスクトップ用ソフトウェア・・・600 ライセンス
3. ライセンス利用期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日
4. 納入期限 令和7年3月31日
5. 納入場所 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
GRC 横浜ベイリサーチパーク 6階
国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「当機構」という。）
6. 仕 様
 - (1) ソフトウェアを使用する対象端末（以下「対象端末」という。）は次のとおりとする。
 - (ア) デスクトップ型パソコン及びノート型パソコン
 - (イ) スマートフォン及びタブレット端末※Windows（10以降）、macOS（12以降）及びiOS、iPadOS、Androidのサポートが継続しているOSにて利用可能であること。
 - (2) 現在当機構にて利用中ソフトウェアは、「e-Jan ネットワークス (株) CACHATTO SecureBrowser」、リモートデスクトップ用ソフトウェア「e-Jan ネットワークス (株) Splashtop for CACHATTO (オンプレミス版)」である。これ以外のソフトウェアを選択して納品する場合には、ライセンス利用開始日からソフトウェアが利用できるよう、環境（システムテストが実施できる環境及び、職員がライセンス利用開始日よりソフトウェアを利用するための準備ができる作業手順書※1,2等）を契約締結日以降整えること。また、新たにサーバ構築が必要な場合には、当機構が指定する環境にソフトウェアを利用するためのサーバ環境（現在利用しているソフトウェアからのユーザーデータ移行や、システム管理者用の管理画面等を含む）を構築すること。なお、この環境整備及び環境構築に係る費用も内訳に含めることとする。
 - ※1 基本的なパソコンスキルしか持たない職員がそれを読んで間違いなく作業を完了できる手順書（対象端末のOS全てに対応したもの）
 - ※2 システム管理者が管理画面を操作してライセンス管理等のシステム運用ができるための手順書
 - (3) ライセンス利用期間内において、対象端末の後継OSがメジャーアップデート等によりリリースされた場合は、本ソフトウェアにおいても後継OSに遅滞なく対応したものを提供すること。
 - (4) 主な機能要件は次のとおりとする。
 - (ア) リモートアクセス用ソフトウェア及びリモートデスクトップ用ソフトウェアは、専用アプリケーションにより利用可能であること。

- (イ) 当機構のサーバ（以下、「リモートアクセスサーバ」という。）にソフトウェアを導入し、リモートアクセス環境を整備することにより、インターネット上のアクセスポイントに対象端末から VPN を使用しない暗号化された通信でアクセスできること。
- (ウ) アクセスポイントへの接続の際、2要素以上の認証方式を講じる機能を有すること。また、アクセスポイントは24時間365日運用監視できること。
- (エ) 使用する暗号化方式は、契約時点で CRYPTREC が公表する電子政府推奨暗号リストに掲載されている方式を採用していること。また、証明書鍵長は1,024bit以上に対応し、通信鍵長は128bit以上に対応可能であること。なお、利用期間中に当該暗号方式が危殆化した場合は、より強度な暗号化方式に変更ができること。
- (オ) リモートアクセスサーバからアクセスポイントへの通信は、アウトバウンド HTTPS で実施できる機能を有すること。なお、アクセスポイントはインターネット上で提供されているサービスとし、海外からも利用ができること。
- (カ) Microsoft Office の Word、Excel、PowerPoint の最新版のソフトウェアで作成されたファイル及びテキスト形式、PDF 形式のファイルの閲覧が可能なこと。
- (キ) 対象端末のスクリーンショットを抑制できる機能を有すること。
- (ク) 閲覧データがアクセスポイントを通過し対象端末へ転送が完了した時点でアクセスポイントから消去できる機能を有すること。
- (ケ) 当機構が利用しているメールサーバと連携し、機構メールが利用できること。なお、メールサーバはイントラネット又はクラウドサービスのいずれの環境に構築された場合でも利用ができ、且つ次の機能を有すること。
 - ①メールの送受信、②メール一覧表示、③メール詳細閲覧、④添付ファイル閲覧、⑤添付ファイル編集、⑥既読メール変更、⑦未読メール変更、⑧メール検索、⑨プッシュ通知（iOS 端末と Android 端末が対象）
- (コ) 対象端末内に閲覧情報（メール／添付ファイルなど）を保存させない機能を有すること。また、対象端末で閲覧できる情報を専用アプリケーション外にコピー&ペーストをさせない機能を有すること。
- (サ) (ク) の他、システム管理者用の管理画面で設定することにより、当機構が利用している他の Web システムやファイルサーバと連携できること。
- (シ) 指定した時間、無操作状態であった場合に、自動ログオフできる機能を有すること。
- (ス) リモートアクセスする端末の個体認証が行える機能を有すること。認証できる端末は1ライセンスあたり4台以上登録可能なこと。また、管理者により利用可能端末を制限できる機能を有すること。
- (セ) ログインパスワードを規定回数間違えた場合に、アカウントロックができる機能を有すること。また、リモートアクセスサーバとメールサーバ間にてメールアカウント、パスワードで認証を行い専用アプリケーションとリモートアクセスサーバ間では、ログインごとに有効なワンタイムパスワード又はマトリックス認証等を利用し、2要素以上の認証を講じることが可能な機能を有すること。
- (ソ) Jail Break（脱獄）やRoot化された対象端末を検知し、接続抑止できること。

- (タ) 管理者のパソコンブラウザ上から ID 及びパスワードを入力し、本システムの管理画面にログインできること。また、当機構が利用しているメールサーバに接続できるアカウントを制御できること。
 - (チ) 管理画面から本システムに係る各種設定、稼働状況の確認、操作ログのダウンロード、設定情報のバックアップ機能、利用者の登録、削除及び変更ができる機能を有すること。また、CSV 形式等で一括登録又は削除ができること。
 - (ツ) ユーザマニュアル及び管理者マニュアルは日本語であること。
 - (テ) リモートアクセスサーバの OS は、Linux (RHEL) が利用できること。
 - (ト) プロキシサーバを経由した通信ができること。
 - (ナ) AD サーバ又は LDAP サーバとの連携ができること。
 - (二) ユーザー又は対象端末毎にセキュリティポリシーの設定・変更ができること。
 - (ヌ) リモートアクセスするクライアント端末から当機構内のホスト端末へ直接アクセスができないこと。
 - (ネ) リモートデスクトップは、接続先端末の画面情報のみをゲートウェイサーバを介して転送することにより、文字情報やバイナリデータなどをリモートアクセスする端末（接続元）に転送及び保持することなく利用できること。
 - (ノ) ゲートウェイサーバは、当機構のサーバと認証情報を同期し、リモートアクセスする端末の接続を制限できること。
- (5) 現在、当機構にて利用中のソフトウェアを選定する場合は、ライセンスが利用開始日より利用可能であることが判別できる書類（または納品証明書）を上記 4 納入期限までに提出することをもって納入完了とし、利用中のソフトウェア以外を選定する場合は、上記 6（2）に定義する手順書等及びライセンスが利用開始日より利用可能であることが判別できる書類（または書式を指定する「納品証明書」）を上記 4 納入期限までに提出することをもって納入完了とする。なお、いずれの場合においても検査職員の検査を受け、直ちに引き渡すこと。
- (6) その他詳細については担当職員の指示に従うこと。